令和5年度予算編成方針について

【1】令和5年度予算の基本的な考え方

国の月例経済報告(令和4年9月)によると、「景気は、緩やかに持ち直している。」としている。景気に持ち直しの動きが見られるなか、ウクライナ情勢の長期化による原材料価格高騰や、急激な円安による影響で、企業収益の悪化や市民生活への影響も懸念される等、景気下振れリスクに注視する必要がある。また、現在も猛威をふるう新型コロナウイルス感染症への対応、少子高齢化による人口減少対策、大規模な災害に備える防災・減災対策や老朽化が進む公共施設の計画的な更新等、様々な行政課題が山積している。さらに、SDGsやカーボンニュートラルをはじめとした地球規模での課題や環境負荷低減への取組、DXをはじめとしたデジタル社会実現への対応、身体と心を含めた市民の健康づくり推進等、時代の変革に向けた様々な財政需要も重なり、市を取り巻く状況は一層厳しさを増している。

こうした状況下において、当市の財政状況は地方交付税等の依存財源による歳入確保が主となっている。令和3年度決算においても自主財源の根幹を成す市税は減収となり、コロナ前の水準には至っていない。不安定な社会情勢のなかにあり、厳しい財政状況は当面継続するものと見られ、メリハリある予算編成が必要となる。

第6次総合計画の3年目となる令和5年度は、限られた財源で最大限の効果を発揮するため、真に必要な施策に対しては大胆に重点化を図るとともに必要な予算配分を行う。同時に、役割を終えた事業や効果の低い事業は積極的にスクラップを行う。

真に必要な施策の先にある市民の暮らしや将来の美濃市像(「一人ひとりが挑戦 夢かなえるまち」)を意識し、事業を着実に実施することで、持続可能な魅力あるまちづくりを推進していく。

【2】予算編成の背景

1 国の予算編成について

政府は、「令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」において、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進することとしている。一方で、重要な政策の選択肢を狭めることがあってはならないとして、施策の優先順位の洗い直し、無駄の排除、予算の大胆な重点化を

行うこととしている。

また、重要な政策について、「重要政策推進枠」を設けて、新しい資本主義の実現に向け、人への投資、科学技術・イノベーションへの投資、スタートアップへの投資、グリーントランスフォーメーション (GX)・デジタルトランスフォーメーション (DX) への投資は、予算の重点化を進めることとしている。

市としては、この不透明な状況において、国の経済財政運営と改革の基本方針等を踏まえた予算編成方針への対応、主要施策と歳出改革の取組、地方財政対策の動向等について、今まで以上に注視しながら、今後の国の補正予算も含めた施策や経済対策等を十分に踏まえつつ、地方財政に対する様々な影響を考慮して、適時適切に対応していく必要がある。

2 地方財政について

令和5年度の国(総務省)が示す地方財政の課題としては、以下のとおり。

- ①感染症への対応、持続可能な地域社会の実現等の重要課題への対応
- ・新型コロナウイルス感染症への対応
- ・デジタル変革(DX)グリーン化(GX)の推進
- ・地方への人の流れの強化等による活力ある地域づくりの推進
- ・防災・減災、国土強靭化を始めとする安全・安心なくらしの実現
- ・人への投資
- ・安定的な税財政基盤の確保
- ②地方の一般財源総額の確保
- ・「新経済・財政再生計画」「経済財政運営と改革の基本方針2022」等を踏まえ、 安定的な財政運営に必要な一般財源総額を前年度同水準で確保
- ③自治体DXの推進と財政マネジメントの強化
- ・マイナンバーカードの利活用拡大等による住民サービス向上への取組の推進
- ・自治体情報システムの標準化・共通化など自治体DXの推進
- ・公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進
- ・<u>財政マネジメントの強化</u>(財政状況の「見える化」、公営企業会計の適用拡大、 水道・下水道の広域化や公立病院経営強化プラン推進等の公営企業経営改革)

3 本市の財政状況について

令和3年度決算にかかる各財政指標のうち、財政の弾力性を示す経常収支比率は、 令和3年度決算では経常的経費充当一般財源等の増により、**令和2年度決算の93**. 8%から88.0%となり、5.8%改善した。改善の要因は、依存財源である地方交付税の大幅な増加によるものであり、減少している市税を補填する形で増加しているが、本来自主財源の根幹となる市税の安定的確保が、堅実な財政運営を行うために必須の課題となる。また、令和3年度決算に基づく市財政の健全化判断比率について、実質公債費比率は9.3%となり、令和2年度と同率となった。将来負担比率については昨年度の41.0%から26.7%へと大きく改善した。新型コロナウイルス感染症対策をはじめとした各施策については、地方創生臨時交付金等の国庫財源を活用するなど市費の投入を最小限に抑制したことで、財政指標への影響も限定的なものとなっている。

令和4年度の財政運営は、不安定な社会情勢のなか、国の地方財政計画に基づく 普通交付税、各種交付金、新型コロナウイルス感染症の影響から緩やかではあるが 回復基調にある市税の動向等全体の財源状況を見込みながら、第6次総合計画前期 基本計画の具体的な事業の推進に積極的に取り組みつつ、持続可能な健全財政の運 営に努めている。

令和5年度は、市税をはじめとした一般財源の確保について、景気が緩やかな回復基調にあるなかで、依然として不透明な状況である。物価高騰をはじめ、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢及び急激な円安等の影響により、更なる景気低迷の可能性もある。持続可能な財政運営を実現するため、市税収入や各種交付金の減少に加え、国庫補助・交付金の見直し、地方交付税の厳格な見込みと算定見直し、県補助金の減額などを想定しつつ、これまで積み立てた基金の活用による財源確保を含め、極めて厳しい状況を想定した財政運営に努めなければならない。そのため、職員全員が真の行財政改革に取り組むべく、令和5年度も第6次総合計画に基づく事業の選択と集中により、明確な重点施策の設定と、予算配分の大胆な重点化に取り組むこととする。

※経常収支比率

経常的一般財源の総額に占める経常的経費充当一般財源の割合。一般会計の財政の硬直化を示す指標。

※実質公債費比率

市の一般会計の借入金の返済額やこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標。比率が 高まると、地方債の発行の制限や、財政の弾力性が一層低下していく。一般会計が負担した元利償還金・準 元利償還金の標準財政規模に対する比率。

※将来負担比率

市の一般会計の借入金や将来支払っていく負担等を指標化し、将来財政を圧迫する度合いを示す指標。比率 が高まると、将来の財政運営が一層圧迫されていく。一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規 模に対する比率。

【3】市の予算編成方針について

I 一般会計の予算編成方針

1 基本方針

- (1) 時代の変革期において、真に必要な事業を推進するための更なる重点化
- ・SDGs(持続可能な開発目標)、カーボンニュートラル(脱炭素社会の実現) 等推進のもと、地球規模の課題を踏まえた意識を持ち、DX(デジタルトランス フォーメーション)をはじめとしたデジタル社会実現への対応、市民の心と身体 を守る健康づくり推進等、時代の変革に備えた各財政需要に対応し、持続可能な 自治体運営を行うため、全ての施策を相互に連携させ、効果的に実行するための 予算編成に取り組むこと。
- ・ウクライナ情勢や急激な円安を受け、物価が高騰するなど市民生活や企業の経済活動にも大きな影響があるなかで、引き続き猛威をふるう新型コロナウイルス感染症の影響も見据え、地域経済の回復や市民生活の安全安心を確保するための幅広い支援策、少子高齢化・人口減少対策、防災・減災事業、老朽化施設の整備更新など緊要な事業については、事業内容を精査した上で積極的に予算要求すること。
- ・財源に留意し、真に必要な事業を選択することで、**限られた一般財源を効果的 に活用して予算を大胆に重点化する。**各部局課内において既存事業の効果を再検 証し、特に役割を終えた事業や効果の低い事業はスクラップ(廃止や休止、先送 り、終期の設定等)し、メリハリをつけた予算要求とすること。

(2) 第6次総合計画基本計画の推進と市民との協働によるまちづくり

- ・3年目を迎える第6次総合計画の下、<u>市の健康年齢向上施策や人口減少対策、</u> 地域経済活性化対策等を意識し、</u>基本計画に掲げる重点事業を着実に実行するための持続可能な魅力あるまちづくり予算とすること。
- ・総合計画の主要事業計画に計上された施策については、特に重点を置く施策 (市民の安全安心を守る施策、市の魅力を磨く施策)として認識するとともに、 基本計画の推進を強く意識すること。
- ・市民との協働によるまちづくりを目指し、<u>現場主義の下、積極的に「現場へ出かける行政」を推進</u>する。市民への十分な事業説明等を含め、事業運営手法等について改めて検討すること。

(3) 行財政改革の推進による持続可能な財政運営

- ・時代の変革期における様々な財政需要が重なるなか、厳しい財政状況を十分に 認識し、引き続き、行財政改革により無駄を排除し、持続可能な健全財政の運営 に努め、健全化判断比率及び経常収支比率を改善する。
- ・前例に捉われず**ゼロベースの視点に立ち、事務事業を再構築すること。**
- ・老朽化が進む公共施設の適正な維持管理と最適配置のため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画を踏まえて、**今後の公共施設の在り方と効果的かつ効率的な活用に向けて、統廃合も含めて十分に検討を行うこと。**なお、今後も必要な施設については長寿命化を図りつつ、市全体の公共施設の縮減も視野に入れ、コスト面でメリハリをつけること。
- ・物価高騰対策や新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な事業、第6次総合計画の主要事業計画ヒアリングを受けた重点事業を除き、原則、一般財源の増 額を伴う新規事業は認めない。なお、既存事業のスクラップアンドビルドや統廃 合など、より事業効果が期待できる見直し等については、この限りではない。
- ・歳出予算要求額については、特殊要因等を除いて、原則R4当初予算額対比同額以下とする。 する。また、部局課ごとに一般財源ベースの事業費増減を把握・分析のうえ査定を行い、 部局課全体予算の一般財源ベースの縮減率を調整すること。
- ・事業の財源については<u>外部資金の活用を検討し、企業版ふるさと納税やクラウドファン</u> ディングによる財源確保策を積極的に取り入れること。
- ・事業について、その情報が確実に市民へ伝わるようPR手法を検討し、広く事業効果が 及ぶよう意識すること。また、事業実施にあたり、配置人員での対応が困難な場合は<u>外部</u> 委託も視野に入れ、事業目的の達成に向け、徹底した効率化・合理化を検討すること。
- ・国や県等の予算編成状況等の動向を踏まえ必要な事業については予算編成過程 において検討し、適時適切に対応すること。

2 基本方針に対する心得

(1) 持続可能な予算、年間総合予算として編成

次世代への過度な負担を残さない、<u>持続可能なまちづくり予算を編成するため、</u> 厳しくかつ的確な根拠に基づき、適正な予算要求に努めた年間総合予算とする。

(2) 市債の発行抑制による公債費負担(将来負担額)の軽減

公共施設の更新等、多額の財源確保を要するものについては、市債を活用しつ

つも、可能な限り発行額を抑制することで、将来負担の抑制に努める。

(3) 徹底した歳入の見直しと受益と負担の適正化等(施設使用料等の改定)

一般財源の確保に向け、市税等の収納率の向上や、受益と負担の適正化の総点 検により、使用料や手数料等の見直しを着実に行うとともに、新たな財源の掘り 起こしや創意工夫による自主財源の確保に努める。

施設使用料等については、引き続き、全庁的に見直しを行う。特に使用料については、受益者負担の適正化と公平性の観点から、施設維持管理経費等に対する費用対効果を踏まえ、実態に即した適正な料金設定を行うため、設定基準にかかる必要な見直しを行う。

(4) 徹底した歳出の削減(経費削減及び不用額の縮減)

歳出全般にわたる徹底した見直し(事業の廃止、終期の設定、補助団体の統合、補助金額の見直し、借用土地建物の必要性及び借地料等の契約の見直しなど)を行い、一層の経費削減を図るとともに、各部局課内間の連携調整(事業統合等)による横断的な歳出の削減と抑制が図れるものがないか検討する。

経常的経費(事務的・管理的経費)及び一般会計から特別会計及び企業会計に対する繰出金(負担金・補助金等)等についても、引き続き、可能な限り削減に努める。補助金や負担金(各種団体運営補助金・イベント補助金を含む)についても、実績と補助効果を十分に検証した上で所要額を把握し、事業実施の可否や実施方法も十分に検討のうえ、必要に応じて減額する。

(5) 行政評価による施策と事業全般の見直し及び市民協働型事業手法の導入

令和5年度においても、新規事業についても聖域とせず、全ての事業について 行政評価(施策・事務事業評価)により、長期的、短期的、両側面から、**その目 的と有効性、経済性や事業効果等を十分に検証し、事業の拡充、事業の廃止を含 めた見直しを徹底する。**また、横断的な視点で全庁的な連携を密にし、創意と工 夫による効果的な施策の展開を図るとともに、市民提案(ワークショップの開催 等)や道普請方式といった市民協働型の事業手法を積極的に取り入れる。

(6) 国及び県の予算編成方針や施策、経済対策等の動向に柔軟に対応するよう、 今後の情報には十分に注視すること。

各省庁及び県からの情報については、総務課まで随時情報提供すること。

Ⅱ 特別会計及び企業会計の予算編成方針

特別会計及び企業会計の予算は、一般会計に準じて歳入(収入)・歳出(支出)と もに徹底した見直しを図るとともに、**利用料金(使用料)や保険料等の特定収入を もって運営経費を賄うべきであるとの独立採算の原則に立ち、**一層の適正な収入確 保に努め、長期的な収支見通しを把握した上で、予算を編成すること。

各保険事業会計においては、制度改正を踏まえた予算編成となるよう情報収集を 行うとともに十分留意すること。

公営企業会計については、適正な収入確保に取り組むとともに、施設の在り方について十分に検討した上で、経営戦略等に基づき、経営基盤の強化に向けた適正な 維持管理と効率化、経営合理化による経費削減等により、一般会計繰入金要求額の 減額に努め、一般会計への依存を可能な限り圧縮すること。

また、公営企業会計の適用拡大後(令和4年度に移行済)(農業集落排水事業・公共下水道事業)、その運用については、必要な住民サービスが安定的に提供できるよう、経営・資産の的確な状況把握を行うとともに、経営基盤の強化に取り組むこと。公立病院経営強化プラン(令和5年度までに策定)の策定にあたっては、持続可能な地域医療体制の確保を見据えて適正に行うこと。